

暮らしの たより

お知らせ

人名用漢字の追加について

☎ 市民課 55-2749

戸籍法施行規則の一部改正により、9月27日から子どもの名前に使用できる字が493文字ふえ、2,722文字になりました。人名用漢字にない字は使用できませんので、出生届を出す際にはご注意ください。

夜間納税相談 ~市役所~

（市県民税・固定資産税）

11月15日(月)・16日(火) 17:00~19:00

☎ 収税課(3階)55-2730

（国民健康保険税）

11月15日(月)・16日(火) 17:00~19:00

☎ 国民健康保険課(3階)55-2753

飼えなくなった

犬・ねこの引き取り日

☎ 富士保健所衛生課 65-2154

とき 11月5日・12日・26日

各金曜日 9:00~10:00

ところ 県富士総合庁舎車庫南側

犬の場合、愛犬手帳が必要です。

看護師等再就職相談

☎ 中央病院看護部 52-1131

看護職の資格を持ち、現在就業していない人に、最近の看護・医療の情報提供や再就職の相談に応じます。

とき 11月15日(月) 10:00~14:00

ところ 富士宮市保健センター(富士宮市宮原12-1)

費用 無料

申し込み 当日直接会場へ

問い合わせ 静岡県ナースセンター

東部支所 ☎055-920-2088

青色申告決算と年末調整の説明会

☎ 市民税課 55-2734

富士税務署では、平成16年分青色申告決算と年末調整の説明会を開催します。関係書類は事前に送付しますので、必ず持参してください。

不足書類がある場合は説明会会場または富士税務署でお受け取りください。

青色申告決算説明会

とき	ところ	時間
11月24日(水)	ロゼシアター 小ホール	10:00~12:00

年末調整説明会

とき	ところ	時間
11月24日(水)	ロゼシアター 小ホール	13:30~15:30
11月25日(木)	ロゼシアター 小ホール	10:00~12:00 13:30~15:30

開場は、それぞれ30分前です。

問い合わせ 富士税務署 ☎61-2460



献血にご協力を

☎ 社会福祉課 55-2757

11月の献血

日	場所	時間
5日(金)	JR東田子の浦駅	9:00~10:00
	JA富士市元吉原支店	10:45~12:00
	浜町公園前	13:30~14:30
	ダイトー駐車場	15:15~16:15
14日(日)	フィランセ東館1階	9:30~16:00 (昼休み12:00~13:00)
18日(木)	市役所北側駐車場	9:30~16:00 (昼休み12:00~13:00)
28日(日)	フィランセ東館1階	9:30~16:00 (昼休み12:00~13:00)

11月 移動図書館車庫の巡回日程

☎ 中央図書館 51-4946

日	場所と貸し出し開始時刻
2日・16日(火)	天間田代区公会堂駐車場(10:00) ハックラッグ川成島店第2駐車場(14:00) JA富士市登壇支店駐車場(15:00)
4日・18日(木)	滝戸団地前(14:00) 岩本山団地集会所駐車場(15:00)
5日・19日(金)	スーパー吉川中里店駐車場(10:00) すどの杜(11:00) 四丁河原南公会堂駐車場(15:00)
6日・20日(土)	鈴川中町フットボール前(10:00) 自由ヶ丘県営住宅集会所(14:00)
11日・25日(木)	東芝松岡アパー(10:00) 高山県営住宅団地内(14:00) 歴史民俗資料館駐車場(15:00)
13日・27日(土)	富士信用金庫中丸支店駐車場(10:00) 城山町公会堂(14:00) 広見町静岡ガス社宅駐車場(15:00)
17日(水)	富士見台市営住宅集会所前(15:00)

都合により中止・変更する場合があります。

休館日は1、3、8、15、22、23、26、29日です。

児童手当・児童扶養手当の手続を

☎ 児童福祉課 55-2763

	受給資格者など	請求者の所得限度額 (給与所得控除後)	手当の月額など		申請に必要なもの
児童手当	小学校3年生までの児童を養育している人	例:扶養人数2人の場合 544万円 385万円 扶養人数4人の場合 620万円 461万円 数字は厚生年金・共済・船員保険加入者、内はそれ以外の国民年金加入者など	1人目・2人目の児童 5,000円	3人目以降の児童 1万円	印鑑 申請者名義の預金通帳 厚生年金・共済・船員保険加入証明(用紙は児童福祉課で配布) 申請内容によりほかのものが 必要になる場合があります
児童扶養手当	離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父親がいないまたは父親が重度の障害の状態にある18歳以下の児童を養育している母、養育者で公的年金を受給していない人、事実上婚姻関係のない人で監護日より5年以内の人(18歳以下の児童とは18歳に達した最初の3月31日まで) 申請者本人が直接児童福祉課へ	全部支給 例:扶養人数 2人の場合 95万円 一部支給 例:扶養人数 2人の場合 268万円	児童1人 4万1,880円	2人目 5,000円増 3人目以降 3,000円増	印鑑 戸籍謄本 申請者名義の預金通帳 母子家庭などの証明書 申請内容によりほかのものが 必要になる場合があります

既に申請を済ませている人は、手続の必要はありません。



乳幼児医療費・母子家庭等医療費・重度心身障害者医療費・精神障害者医療費に対する各福祉医療制度が12月1日から変わります。詳しくは12ページをごらんください。